

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、社会の変化に迅速に対応できる経営を行い、最も効率的かつ、法令、社会規範を遵守し健全な経営体制を作ることです。また、事業活動による価値創造を通じた社会への貢献を行うことで社会的責任を果たし、正確かつ公正なディスクロージャーに努め、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性のある経営を行うことが重要であり、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が不可欠であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	19,634,300	68.47
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN	486,174	1.70
麒麟麦酒株式会社	210,000	0.73
三井食品株式会社	210,000	0.73
株式会社ジャックル浦島屋	210,000	0.73
MSCO CUSTOMER SECURITIES	170,000	0.59
SFPダイニング従業員持株会	164,300	0.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-IG)	163,607	0.57
宝酒造株式会社	120,000	0.42
株式会社NSK	105,000	0.37

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス(上場:東京)(コード)3387

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間に取引が発生する場合には、他の会社と取引を行う場合と同様の条件であることを前提として判断する方針であり、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社からの独立性の確保について

当社は、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスを親会社としております。

当社の事業展開に当たっては、親会社の指示や承認に基づいてこれを行うことはなく、当社独自の意思決定に基づき業務執行をしております。

親会社との取引については、当該取引の必要性・合理性、取引条件の妥当性等を慎重に検討した上で、社内規則に従って当社取締役会等の承認を得ており、また監査役による監査がなされており、健全性及び適正性を確保しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
川井 潤	他の会社の出身者		○										○
日野 大平	他の会社の出身者	○	○										○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川井 潤		親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの専務取締役を兼務しております。	上場会社の役員としての経験を生かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、社外取締役として招聘しております。
日野 大平		親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの従業員、及び親会社の子会社である株式会社クリエイト・レストランツの従業員を兼務しております。	上場会社グループの従業員としての経験を生かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、社外取締役として招聘しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会、内部監査室、会計監査人とは定期的に意見交換を行っており、当社業務の適正性確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
清水 敏則	他の会社の出身者														○
安藤 算浩	公認会計士														○
森本 裕文	他の会社の出身者				○										○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 敏則	○	—	金融機関に長年勤務しており、幅広い見識と豊富な経験を有するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、一般株主保護に寄与すると考え、独立役員への指定をした次第です。
安藤 算浩	○	—	公認会計士として財務および会計に関する知見を相当に有しており、当社の監査体制強化に生かしていただくため、社外監査役として選任しております。同氏は、現在・最近および過去において、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、一般株主保護に寄与するお考え、独立役員に指定した次第です。
森本 裕文		親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの常勤監査役を兼任しております。	上場会社の役員としての経験を生かし、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、社外監査役として招聘しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 2名

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

- (ストックオプション制度)
 ・当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。
 (業績連動型報酬制度)
 ・当社の取締役報酬は、月額定額報酬を基礎としながら、部分的に業績連動報酬を導入しております。これは、取締役の報酬は、職務執行の対価であることや、取締役の生活保障を図るべきこと等の考え方に基づいたものであります。なお、月額定額報酬と業績連動報酬の合計額は、株主総会で決議された支払限度額を上限としております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上を図ることを目的として、社内取締役及び従業員を対象者に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超えるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。また、当社の役員に対する報酬につきましては、社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役及び社外役員の別に各々の総額を開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、各取締役の貢献度や業績を考慮した上で今後の経営戦略を勘案し、平成25年12月26日開催の定時株主総会において決議された年額120,000千円以内(ただし、使用人支給とは含みません)の範囲で取締役会にて決定しております。
監査役の報酬限度額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成23年4月22日開催の臨時株主総会において決議された年額20,000千円以内の範囲で監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、総務部が窓口となり、社外取締役及び社外監査役に対して、資料の事前配布を行っております。
社外取締役及び社外監査役から資料についての質問等を受けた場合、総務部が質問等への対応準備を行い、取締役会への報告準備等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、定例として月1回、また必要に応じて臨時取締役会が開催され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の遂行を監督する権限を有しております。

(2)監査役会

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されております。監査役は取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査役及び監査役会は監査計画に基づく監査役監査を実施すると共に、随時開催される経営会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、毎月1回開催される監査役会において、監査役は取締役会等への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。また常勤監査役は、情報収集等のために外部セミナーにも積極的に参加し、会計監査人、内部監査室とは随時情報交換を行っております。

(3)経営会議

当社は、経営上の重要な事項の審議機関として経営会議を原則として毎週木曜日、また必要に応じて臨時に、開催しております。経営会議は、常勤取締役、執行役員から構成されており、取締役会決議事項、新規の投資計画等の審議が行われております。

(4)内部監査

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、専任の内部監査室長1名が年度監査計画を作成し、内部監査を実施しております。内部監査は、業務の効率性及び各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視等の観点から、原則として本部、各店舗を年1回監査することとしております。内部監査結果は、代表取締役社長に報告されると共に、被監査部門に監査結果及び代表取締役社長の指示による要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために、改善事項に対する被監査部門の改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、その結果については、監査役とも情報共有を図っております。

(5)会計監査人

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して会計監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、山崎博行氏及び長南伸明氏の2名であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名で構成されております。また、会計監査人は、当社内部監査室とも連携し、当社の内部監査及び内部統制報告制度の状況等の情報等を交換しながら、当社監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営管理体制の整備や社外監査役3名(うち、2名は独立役員の予定)にて構成される監査役会の設置等により、経営監視機能の面で十分な透明性及び適法性が確保されていると考えているため、当該体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であるため、株主総会の開催日は集中日とはなりません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回会社説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回会社説明会を開催することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に独立したIR専用ページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にて対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、企業行動規範において、情報提供に係る方針を以下のとおり定めています。 (社会とのコミュニケーション) 第9条 役員は、得意先や株主に対して、企業活動の状況を積極的に開示し、事業運営に関する一層の透明性を確保しなければならない。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システム構築に関する基本方針は次のとおりです。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「企業行動規範」及び「コンプライアンス組織・運用規程」に基づき、定期的な研修等を通じて 周知徹底に努める。
(2)社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、全社のコンプライアンス意識向上に努める。
(3)適切な財務諸表作成のために、経理財務部部長は「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。
(4)コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口(電子メール)及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。
(5)内部監査室は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査役会との情報交換会を定期的に開催する。
(6)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「企業行動規範」において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、管理部門管理役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。
(2)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社には、店舗オペレーションリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。また、取締役会が「リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
(2)不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、迅速に対応することとする。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)定例取締役会を毎月1回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
(2)取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月開催される取締役会において進捗状況を確認する。
(3)取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「職務権限規程(別表)」に基づいた権限委譲を各役員に行い、効率的な業務執行を実現する。
- 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
取締役は、当社及び親会社を含む各社と情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的に行われる体制を整備する。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、監査役を補助する使用人を置くことを求めた場合は、会社に対して常設ないしは臨時で人員を配置するよう要請できるものとする。
- 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査役の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けない。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)監査役は取締役会その他の重要な経営会議に出席し、報告を求めることができる。
また、監査役が必要と判断する会議の議事録について回覧ができる。
(2)著しい損失や重大なコンプライアンス違反が発生または発生のおそれがある場合は、担当取締役は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
(3)監査役への報告を行った取締役及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
(4)監査役はいつでも必要に応じ、取締役に対して報告を求めることができることとする。
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。
- その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制
監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。
- 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

内部統制システムの整備状況については、次のとおりです。

- 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を定め、かつ取締役会及び経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容が法令及び定款等に基づき、適合しているか確認しております。
 - 役員職務の執行の適切性を確保するため、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施し、監査結果については、定期的に代表取締役社長に報告しております。
 - 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとっております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役会議事録、経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
 - 文書管理部署の総務部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供しております。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、会社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
 - 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」及び「職務権限規程(別表)」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行しております。

ます。

c. 取締役会のもとに随時開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うと共に、取締役会で決定した方針および計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達しております。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行っております。

d. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限

の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。

(オ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

a. 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保しております。

b. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、そ

の期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の事前の同意を得るものとしております。

(カ) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

a. 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、又は発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員による違法又は不正行為を発見したときは、法令に従い、ただちに監査役に報告しております。

b. 監査役は、必要がある場合には、稟議書、その他社内的重要書類、資料などを閲覧することができます。

(キ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長及び内部監査室は、監査役と定期的に意見交換を行っております。

b. 監査役は、取締役及び経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとっております。

c. 監査役は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方につきましては、企業行動規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断するとしております。また、反社会的勢力排除マニュアルを整備している他、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

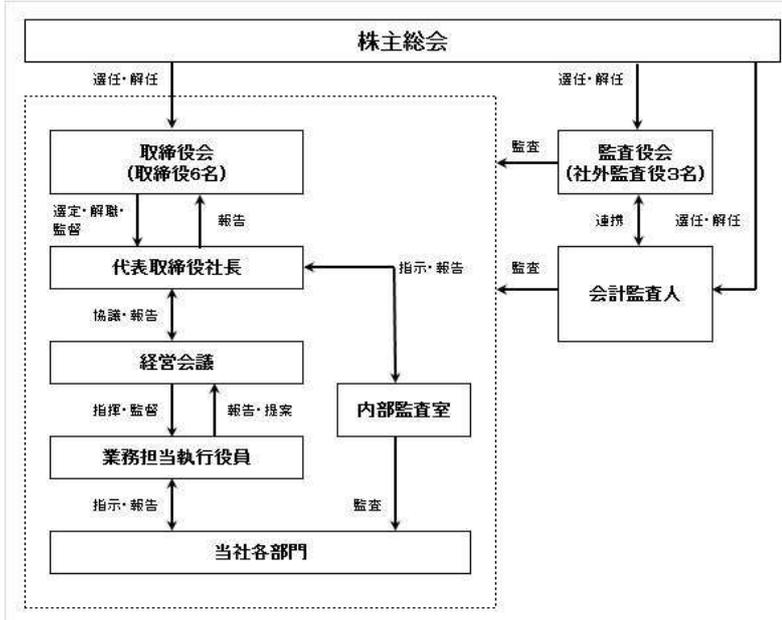
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

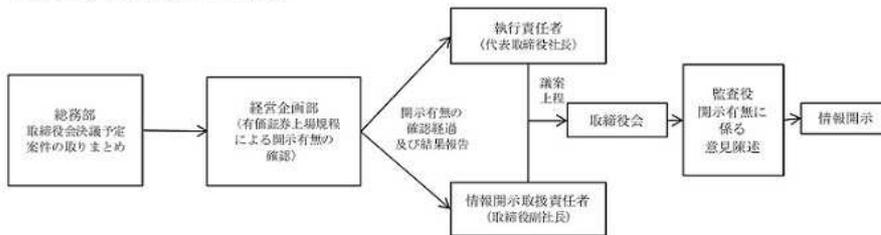
インサイダー取引防止のため、内部者取引防止管理規程を定めるとともに、社員に対してインサイダー取引を行わないよう、主幹証券より講師を招き講習会を行い、徹底を図っております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実・決算に関する情報等 >

< 決定事実・決算に関する情報等 >



< 発生事実に関する情報 >

